

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社グループ全体の企業理念、価値観、行動規範及びビジョン(総称して以下「企業理念等」といいます。)を定め、公正な事業活動を通じた会社の持続的発展と企業価値の最大化に努めています。この目的のため、効率的で透明性のある経営を行うことが重要であると認識し、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に向けた諸施策を実施しています。

当社は、コーポレートガバナンス・コードが策定された趣旨に則り、各原則の実行を通じてコーポレート・ガバナンスの更なる充実に努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

当社グループは、高機能製品・加工・金属・セメント等の事業を有する複合事業体であり、様々な分野において事業提携関係や取引関係を構築しています。これらの事業提携関係や取引関係の維持・強化の必要性及び当社グループの事業戦略等を中長期的な視点から総合的に勘案した上で、当社グループの企業価値向上に資すると考える場合に政策保有株式を取得・保有します。

なお、当社グループを取り巻く事業環境の変化により、当該企業との事業提携関係や取引関係の重要性が低下した場合等、継続保有する意義が乏しいと判断される株式については、上述の諸要素に加え、株式市場の動向等も踏まえた上で、縮減します。

(2) 政策保有株式の取締役会の評価結果

当社は、取締役会において、政策保有株式として保有する全ての上場株式について、事業提携・取引関係その他当社グループの事業戦略等における重要性を具体的に精査した上で、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の要素を総合的に考慮し、保有の適否に関する検証・評価を実施しております。

その結果、全ての株式について事業提携・取引関係その他当社グループの事業戦略等における一定の重要性が認められ、当社グループにおける中長期的な企業価値の向上に資するものであることを確認しました。また、取引から得られる利益や配当利回りの合計は、政策保有株式全体について資本コストを上回っております。

なお、資本コストに見合わない一部の株式については、事業提携・取引関係その他当社グループの事業戦略等における重要性を踏まえ、保有の適否について、継続的に検討します。

(3) 政策保有株式の議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使に当たっては、画一的な基準による形式的な賛否判断はせず、当該企業の経営方針等を十分に尊重した上で、中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうか、及び当社事業への影響等を総合的に検討します。当該企業の中長期的な企業価値の向上に繋がらない、又は当社事業に重大な悪影響を及ぼすと考えられる議案に対しては反対票を投じる可能性があります。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社では、取締役・執行役の競業取引及び当社と取締役・執行役との間の利益相反取引については、法令及び取締役会規則に基づき、取締役会において事前に審議するとともに、承認された取引については、その実績を報告することとしています。また、当社と主要株主との一定金額以上の取引については、取締役会規則に基づき、取締役会において事前に審議することとしています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金給付を将来にわたって確実に実行できるよう、時々々のリスク・リターンを勘案した年金資産の資産構成割合を策定しております。年金資産の運用状況については、経理・財務担当役員(経営戦略本部長)及び人事担当役員(人事・総務本部長)又は執行役員メンバーのほか、社内の資産運用業務及び人事制度企画業務に知識・経験を有する者で構成される年金資産運用委員会において、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて年金資産の資産構成割合の見直しを検討し、執行役員会にて審議の上決定しております。適切な運用を図る目的から、運用受託機関に対しては、定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価・モニタリングを行っております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

(a) 経営理念

当社グループは、「人と社会と地球のために」を企業理念とし、これに基づき、「ユニークな技術により、人と社会と地球のために新たなマテリアルを創造し、循環型社会に貢献するリーディングカンパニー」をビジョンとしています。

この企業理念やビジョンを実現するために、当社グループが大事にすべきものを「価値観」として、当社グループが遵守すべきルールを「行動規範」として、それぞれ制定しています。

詳細は、当社のホームページをご参照下さい。

<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/company/policy.html>

(b) 経営戦略、経営計画

当社は、2017年5月に、10年後を見据えた方針として長期経営方針を見直すとともに、2017年度から2019年度を対象とする中期経営戦略を策定しました。

< 長期経営方針 >

ビジョン実現に向けての長期経営方針として、中長期の目標(目指す姿)と全社方針を次の通り定めています。

中長期の目標(目指す姿)

- ・国内外の主要マーケットにおけるリーディングカンパニー
- ・高い収益性・効率性の実現
- ・市場成長率を上回る成長の実現

全社方針

- ・事業ポートフォリオの最適化
- ・事業競争力の徹底追求
- ・新製品・新事業の創出

< 中期経営戦略 >

2017年度から2019年度を対象とする中期経営戦略では、長期経営方針に定める全社方針を推進するとともに、次の4つを重点戦略とし、具体的施策を推進します。

- ・イノベーションによる成長の実現
- ・循環型社会の構築を通じた価値の創造
- ・成長投資を通じた市場プレゼンスの拡大
- ・継続的な改善を通じた効率化の追求

詳細は、当社のホームページをご参照下さい。

<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/company/strategy.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針

本報告書「I.1.基本的な考え方」をご参照下さい。

(3) 取締役及び執行役の報酬

本報告書「II.1.取締役・執行役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

(4) 取締役候補者の指名及び執行役の選解任

当社は、高機能製品・加工・金属・セメント等の事業を有する複合事業体であり、会社の重要事項の決定と経営に対する監督の役割を果たす取締役会は、専門知識や経験等が異なる多様な人材をもって構成することを基本方針としています。これを踏まえ、取締役候補者には、性別・国籍等の個人の属性に拘らず、見識・人格に優れた人物を指名委員会が指名することとしています。

特に、社外取締役候補者については、独立した客観的な立場から取締役及び執行役の職務執行の妥当性について監督を行うことや、社内出身の取締役とは異なる専門知識や豊富な経験と幅広く高度な見識に基づき、会社経営に対して多様な価値観、助言を提供することができる人物、または、財務・会計、金融、法律、行政、科学技術等に関して専門知識や豊富な経験と幅広く高度な見識を有する人物とし、独立性判断基準も踏まえて指名委員会が指名することとしています。

一方、この指名方針を充足しないと認められる取締役については、指名委員会の決議により、取締役の解任に係る議案を株主総会に上程することとしています。

また、業務執行を担当する執行役の選任に当たっては、性別・国籍等の個人の属性に拘らず、会社経営や当社の事業・業務に精通した人物を選任することとし、指名委員会での審議を経て、取締役会において、経歴や実績、専門知識等の諸要素を総合的に勘案して、選任することとしています。

一方、この選任方針を充足しないと認められる執行役については、指名委員会での審議を経て、取締役会の決議により解任することとしています。

(5) 個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の指名及び執行役の選解任を行う際の個々の選解任・指名の理由については、当社ホームページにて開示しています。

<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/company/governance.html>

また、取締役候補者の指名理由については、招集通知にも記載しています。

【補充原則4 - 1 - 1. 取締役会の決議事項等】

当社取締役会は、当社グループの持続的発展と企業価値の最大化のため、法令、定款及び取締役会規則の定めに従い、経営の基本方針等、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項について決定することとし、その基準は取締役会規則において明確にしています。取締役会が決定しない業務執行等の決定及びその執行は、執行役に委任されており、決裁権限に関する社内規定に基づき、執行役会、各事業部門・コーポレート部門の長等が決定しています。また、執行役会等で決定された業務執行等については、取締役会がその概要について報告を受け、監督することとしています。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社においては、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を充足する者を独立社外取締役として指定しています。

【補充原則4 - 11 - 1. 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、高機能製品・加工・金属・セメント等の事業を有する複合事業体であり、各事業・コーポレート部門の運営に関して豊富な知識・経験と高度な専門能力を有する取締役(社外取締役を除く)及び会社経営に精通し、または財務・会計、金融、法律、行政、科学技術等に関して専門知識や豊富な経験と幅広く高度な見識を有する複数の社外取締役をもって取締役会を構成することにより、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保する方針です。

なお、当社は、定款で取締役の員数を15名以下と定めていますが、これは、上述のバランス等を確保しつつ、迅速な意思決定や効率的な経営を行うために適正な規模であると考えています。

【補充原則4 - 11 - 2. 取締役の他の上場会社の役員兼任状況】

取締役の重要な兼職の状況は、毎年、事業報告及び株主総会招集通知において開示しています。

【補充原則4 - 11 - 3 . 取締役会の実効性についての分析・評価】

当社取締役会は、毎年、取締役会の構成、運営方法及び果たしている役割等について評価を行い、その結果を踏まえた上で、取締役会において実効性の分析・評価を行っています。

2018年度の実効性評価の方法及び結果の概要は以下のとおりです。

1 . 分析・評価方法

2019年1月に取締役9名全員及び監査役5名全員に対しアンケートを配布し、全員から回答を得ました。同年2月開催の取締役会において、アンケートの回答結果も踏まえて取締役会の実効性に関する審議を行い、同年3月開催の取締役会において、2018年度の実効性の評価について決議しました。

なお、アンケートについては、品質管理を含むグループガバナンス体制の強化を推進していることなどを踏まえ、外部機関の意見も参考にして、設問を追加した上で実施いたしました。

2 . 2018年度のアンケートの項目

アンケートの項目の骨子は以下のとおりです。

(1) 経営モニタリングの実効性

・品質管理を含むグループガバナンス体制の強化及びその他のコンプライアンス問題に関する事項等

(2) 企業価値向上のため、特に重要と考えられる事項

・任意の委員会の活用、政策保有株式、経営戦略に関する事項等

(3) 昨年の取締役会の実効性評価を踏まえた課題に対するモニタリング

・取締役会の構成、開催頻度、議案、付議資料に関する事項等

3 . 2018年度の実効性評価結果の概要

取締役会における審議の結果、2018年度の当社取締役会の実効性は確保されていることが確認されました。アンケートの回答結果及び取締役会における審議の概要は以下のとおりです。

(1) 経営モニタリングの実効性

品質管理を含むグループガバナンス体制の強化策に関して、ガバナンス強化策モニタリング委員会において十分な議論がなされているとの意見が出される一方、同委員会から取締役会への情報提供の方法・内容や取締役会での審議時間については更に改善する余地があるとの意見も出されました。

当社取締役会では、これらの意見も踏まえ、経営モニタリングの実効性の更なる向上に取り組んでまいります。

(2) 企業価値向上のため、特に重要と考えられる事項

資本コストの把握、適切な指標の設定、戦略に関しては取締役会に適切に報告されているものの、中期経営戦略の進捗及びその対応並びに事業ポートフォリオの見直し等の戦略に関する報告頻度・方法・内容については更に改善する余地があるといった意見が出されました。

当社取締役会では、これらの意見も踏まえ、中期経営戦略、事業ポートフォリオの見直し等の戦略に関して適切な監督のあり方を検討してまいります。

(3) 昨年の取締役会の実効性評価を踏まえた課題に対するモニタリング

取締役会に付議すべき議案については重要性を勘案した上で付議基準を見直す余地がある、又資料については更に論点を絞った資料にするなどの改善の余地があるといった意見が出されました。

当社取締役会では、これらの意見も踏まえ、取締役会における適切な審議項目、議論を円滑に行うに当たった資料のあり方を検討してまいります。

今後も、当社取締役会は、上記の点を含め、更なる実効性の向上のため継続的な取り組みを行ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 . 取締役に対するトレーニングの方針】

取締役には、就任時及び就任後、その役割や責務(法的責任を含む)を果たすための知識を習得できるよう、社外専門家等による研修の機会を必要に応じて提供します。社外取締役には、当社グループの事業・財務・組織等に関する理解を深める機会を提供します。なお、これらに必要な費用は当社が負担します。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 推進体制

当社では、IR活動を経営上の重要課題として位置付け、IRを所管する経理・財務担当役員(経営戦略本部長)を選任するとともに、執行役社長及び経理・財務担当役員が主体となって、株主・投資家との対話を積極的に推進しています。また、対話・情報開示の実効性を確保するため、経営戦略本部長・経理・財務部内にIR室を設置しているほか、経営戦略本部経営企画部、同法務部等のIR活動に関連する部署との定期的な情報交換の場を設定しています。

(2) 対話の方針・活動実績

当社は、株主・投資家との建設的な対話を通じた継続的かつ中長期的な企業価値の向上を実現するため、国内外の機関投資家からの個別面談の要望に積極的に応じているほか、執行役社長をはじめとする経営陣幹部による様々な対話等の取組みを推進しています。

執行役社長をはじめとする経営陣幹部による具体的な対話の取組みは以下の通りです。

ア.アナリスト・機関投資家向けの決算説明会(執行役社長、経理・財務担当役員)

イ.海外個別IR(執行役社長、経理・財務担当役員等)

ウ.海外機関投資家向け投資カンファレンス参加(経理・財務担当役員等)

エ.事業説明会(カンパニープレジデント等の事業責任者)

オ.国内機関投資家とのスモールミーティング(執行役社長、カンパニープレジデント等の事業責任者、経理・財務担当役員等)

カ.工場見学会(各事業拠点における責任者等)

キ.個人投資家向け説明会(IR室長等)

(3) 経営に対するフィードバック

当社では、日々のIR活動を通じて得られた株主・投資家からの意見や経営課題については、執行役社長をはじめとする関係経営陣幹部に対し定期的に報告される仕組みを整備しています。また、中期経営戦略等の策定過程においてはIR担当部署も参画し、株主・投資家から得た意見や経営課題が十分に考慮される仕組みを構築しています。

(4)インサイダー情報の管理

当社では、企業理念等に則り、インサイダー情報の管理に関する社内規定を定め、インサイダー情報の適切な管理及び適時開示の推進を行った上で、株主・投資家との対話を行っています。また、インサイダー取引に関して、定期的に社内への注意喚起を実施しているほか、必要に応じて社内教育を実施すること等により、インサイダー取引の未然防止を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,912,600	6.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,328,800	6.36
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,230,700	3.99
明治安田生命保険相互会社	3,101,893	2.37
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	2,857,800	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,562,300	1.96
株式会社三菱UFJ銀行	2,095,430	1.60
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,937,862	1.48
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A / C NON TREATY	1,921,192	1.47
三菱重工業株式会社	1,900,058	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2019年3月31日現在の状況です。

上記「割合」は、自己株式(536,170株)を控除の上、計算しています。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から2018年12月20日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が、2018年12月14日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、2019年3月31日現在における実質所有株式数を確認することができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づいて記載しております。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 所有株式数4,801,100株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合3.65%

日興アセットマネジメント株式会社 所有株式数1,840,100株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.40%

計 所有株式数6,641,200株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.05%

ブラックロック・ジャパン株式会社から2019年3月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者が、2019年3月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、2019年3月31日現在における実質所有株式数を確認することができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づいて記載しております。

ブラックロック・ジャパン株式会社 所有株式数1,880,400株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.43%

ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド 所有株式数175,673株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.13%

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー 所有株式数146,800株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.11%

ブラックロック・ライフ・リミテッド 所有株式数173,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.13%

ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド 所有株式数512,318株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.39%

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ 所有株式数1,645,600株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.25%

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ 所有株式数1,781,137株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.35%

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド 所有株式数409,513株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.31%

計 所有株式数6,724,441株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.11%

シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから2019年5月10日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが、2019年5月9日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されておりますが、当社としては、2019年3月31日現在における実質所有株式数を確認することができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づいて記載しております。

シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー 所有株式数12,353,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合9.39%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	11名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数 更新	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
得能 摩利子	他の会社の出身者											
渡辺 博史	他の会社の出身者											
杉 光	他の会社の出身者											
佐藤 弘志	他の会社の出身者											
笠井 直人	弁護士											
若林 辰雄	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

得能 摩利子				<p>< 兼務先 > 株式会社ハビネット社外取締役 ヤマトホールディングス株式会社社外取締役</p> <p>同氏を当社の独立役員に指定していません。</p>	<p>同氏は、国際的大手企業の日本法人における経営者としての豊富な経験から、グローバルな視点での企業戦略及び経営全般に関する見識を有し、社外取締役として適任です。</p> <p>また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準のいずれにも抵触していないため、十分な独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>
渡辺 博史				<p>< 兼務先 > 公益財団法人国際通貨研究所理事長</p> <p>同氏を当社の独立役員に指定していません。</p>	<p>同氏は、財務省の要職及び政府系金融機関の経営者を歴任された経験から、国内外の金融・経済及び経営全般に関する見識を有し、社外取締役として適任です。</p> <p>また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準のいずれにも抵触していないため、十分な独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>
杉 光				<p>同氏は、株式会社デンソーの出身者(2014年6月同社取締役副社長退任)であり、当社と同社との間に電気銅の販売等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満です。</p> <p>同氏を当社の独立役員に指定していません。</p>	<p>同氏は、開発、設計、生産工程における豊富な技術的知見を有するとともに、世界的に事業を展開するメーカーの経営者としての経験から、グローバルな視点での企業戦略及び経営全般に関する見識を有し、社外取締役として適任です。</p> <p>また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準のいずれにも抵触していないため、十分な独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>
佐藤 弘志				<p>同氏は、三菱製鋼株式会社出身者(2017年6月同社常務取締役退任)であり、当社と同社との間に原材料の購入等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満です。</p> <p>同氏を当社の独立役員に指定していません。</p>	<p>同氏は、金融機関の監査役及びメーカーの経営者としての経験により、財務・会計及び経営全般に関する見識を有するとともに、2017年6月以降、社外監査役として当社グループの監査全般に携わっており、社外取締役として適任です。</p> <p>また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準のいずれにも抵触していないため、十分な独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>
笠井 直人				<p>< 兼務先 > 笠井総合法律事務所代表弁護士</p> <p>同氏を当社の独立役員に指定していません。</p>	<p>同氏は、弁護士としての長年の経験から、法律知識に基づいた幅広い見識を有するとともに、2014年6月以降、社外監査役として当社グループの監査全般に携わっており、社外取締役として適任です。</p> <p>また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準のいずれにも抵触していないため、十分な独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>
若林 辰雄				<p>< 兼務先 > 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役会長</p> <p>同氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行者(取締役会長)であり、当社と同社との間に年金資産の運用委託等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の2%未満です。また、同社からの資金の借入はありません。</p> <p>同氏を当社の独立役員に指定していません。</p>	<p>同氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験から、財務・会計及び経営全般に関する見識を有するとともに、2018年6月以降、社外監査役として当社グループの監査全般に携わっており、社外取締役として適任です。</p> <p>また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準のいずれにも抵触していないため、十分な独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	2	3	社外取締役

報酬委員会	5	0	2	3	社外取締役
監査委員会	5	3	2	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 <small>更新</small>	10名
--------------------------	-----

兼任状況 <small>更新</small>	
------------------------	--

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無
			指名委員 報酬委員	
小野 直樹	あり	あり		なし
飯田 修	あり	なし	×	×
鈴木 康信	なし	なし	×	×
岸 和博	なし	なし	×	×
柴田 周	なし	あり	×	×
中村 伸一	なし	なし	×	×
安井 義一	なし	なし	×	×
佐々木 晋	なし	なし	×	×
酒井 哲郎	なし	なし	×	×
山口 省吾	なし	なし	×	×

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 <small>更新</small>	あり
---	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 <small>更新</small>	
--	--

- ・監査委員会は、職務の遂行上必要がある場合は、内部監査担当部署に指示することができます。
- ・内部監査担当部署の長及び監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会の職務に関して、監査委員会より受けた指示と、執行役からの指示とが競合する場合には、監査委員会の指示を優先します。
- ・内部監査担当部署の長は、監査委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動については監査委員会の同意を取得し、人事考課については監査委員会と協議を行うこととしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 <small>更新</small>	
---	--

監査委員会は、内部監査担当部署とは期初に双方の監査計画について協議を行った上で、共同で監査を実施するほか、内部監査担当部署から定期的に監査結果の報告を受け、情報の共有化を図り、内部統制担当部署等から職務の執行状況の報告を受けるなど、緊密な連携をもった監査に取り組んでいます。

また、監査委員会は会計監査人とも双方の監査計画について協議を行った上で、会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、情報の共有化を図り、緊密な連携をもって監査を実施しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全員独立役員として指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 <small>更新</small>	
--------------------------------	--

企業業績に連動する報酬として、賞与と株式取得型報酬を支給しています。詳細は、本報告書の「II.1.取締役・執行役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況 更新 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度における当社取締役12名(うち社外取締役が4名)の報酬総額は413百万円であり、その内訳は以下のとおりです。

1. 固定報酬318百万円(うち社外取締役56百万円)
2. 業績連動報酬94百万円(常勤取締役のみ)

(注)上記には、2018年度中に退任した取締役3名を含んでいます。また、「固定報酬」には株式取得型報酬28百万円を含んでいます。なお、当社は2019年6月21日開催の第94回定時株主総会における承認を経て、指名委員会等設置会社へ移行いたしましたので、2018年度における執行役に対する報酬等はございません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2019年6月までにおける当社取締役及び役員執行役員の報酬は、企業業績と個人の成果を適正に連動させることを基本方針とし、外部専門家の助言を受けた客観性の高い制度設計を行い、固定報酬である基本報酬と業績連動型報酬である賞与で構成しております。なお、取締役の報酬は、株主総会の決議に基づき、基本報酬の上限額は月額49百万円以内(うち社外取締役は6百万円以内)、賞与の上限額は年額1億70百万円以内となっています。

基本報酬については、役位及び個人の成果に応じて、報酬額を決定しております。また、基本報酬の一部は、株式取得型報酬(社外取締役を除く。)として、毎月一定額が当社役員持株会を通じた当社株式の購入費用に充てられます。本報酬に基づき取得した当社株式は、少なくとも在任期間中は売却できないこととしております。これにより、報酬と中長期的な企業業績との連動を図っております。

次に、賞与は、短期的な企業業績に連動する報酬として、企業業績評価に関わる重要な連結指標である当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益及び連結経常利益を指標とした算式に従い、事業年度の終了後、個人の成果も踏まえ、決定しております。親会社株主に帰属する当期純利益及び連結経常利益の実績に連動する算式としていることから、事業年度毎に賞与に係る指標の目標等は定めておりませんが、経営状況や賞与支給の対象となる事業年度の配当額等により、不支給も含めて減額できるものとしております。

社外取締役の報酬は、社外の独立した客観的な立場から取締役の職務執行の妥当性について監督を行う役割を担うことから、定額報酬のみとし、その金額は、取締役会で承認された方針に基づき、個別の事情を踏まえて決定しております。

これら基本方針については取締役会において決定しておりますが、取締役等の選解任及びその報酬に関する取締役会の判断の透明性及び客観性を担保するため、2018年6月22日付で取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しました。指名・報酬委員会は、2018年度は6回開催し、この基本方針に基づく役員報酬制度・水準等について審議しております。

なお、2019年6月21日開催の第94回定時株主総会における承認を経て、指名委員会等設置会社へ移行したことに伴い、取締役及び執行役の報酬の決定に関する方針と個人別の報酬は、報酬委員会にて決定してまいります。2019年7月以降の取締役及び執行役の報酬につきましては、報酬委員会にて、上記の方針に準ずるものとするを決定しております。今後、2020年4月1日より始まる事業年度からの適用を目指し、報酬委員会において、望ましい役員報酬の在り方、適切な報酬水準及び役員報酬の決定方針等について十分に議論してまいります。

【社外取締役のサポート体制】 更新

取締役会事務局及び各委員会の事務局が連携して適宜必要な説明・情報提供等を行うなど、社外取締役を補佐しております。なお、監査委員会については、内部監査担当部署内に監査委員会の職務を補助する部内組織を設置し、監査委員を補佐しています。

また、社外取締役としての適切な意見表明・判断に資するべく、取締役会の開催に際し、当該取締役会付議案件にかかる資料の事前配布を行うとともに、必要に応じて事前説明を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

秋元 勇巳	名誉顧問	業界団体・公的団体の役員等の 社外活動	非常勤、無報酬	2000/6/29	定めなし
西川 章	名誉顧問	業界団体・公的団体の役員等の 社外活動	非常勤、無報酬	2004/6/29	定めなし
井手 明彦	名誉顧問	業界団体・公的団体の役員等の 社外活動	非常勤、無報酬	2010/6/29	定めなし
矢尾 宏	相談役	業界団体・公的団体の役員等の 社外活動、経営幹部候補者の育 成・指導	常勤、報酬有り	2015/3/31	上限年齢の定め 有り

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 4名

その他の事項

1. 名誉顧問及び相談役は、当社のいかなる意思決定にも関与していません。
2. 上記の「社長等退任日」には、当社の取締役社長を退任した日を記載しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

企業統治の体制の概要

(取締役会)

取締役会は、当社グループの持続的発展と企業価値の最大化のため、法令、定款及び取締役会規則の定めに従い、経営の基本方針等、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす可能性がある事項について決定します。また、取締役会は、取締役及び執行役の職務執行を監督し、中長期的な株主価値の確保に努めます。

取締役会は、11名(うち社外取締役6名)の取締役で構成され、議長は取締役会長が務めております。

2018年度は17回開催されました(取締役の出席率:竹内章氏100%、小野直樹氏100%、柴田周氏100%、久保田博氏100%、福井総一氏100%、得能摩利子氏100%、渡辺博史氏100%、杉光氏100%、佐藤弘志氏100%、笠井直人氏94%、若林辰雄氏100%(当社は2019年6月21日開催の第94回定時株主総会の承認を経て、指名委員会等設置会社へ移行いたしましたので、佐藤弘志、笠井直人、若林辰雄の各氏の出席率は、監査役としての出席率を記載しています。))。

(指名委員会)

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容等を決定します。また、執行役の選解任等について、取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申します。指名委員会は、5名(うち社外取締役3名)の取締役で構成され、委員長は社外取締役が務めております。

(監査委員会)

監査委員会は、内部監査担当部署が行う内部監査を通じて、または選定監査委員が直接、取締役及び執行役の職務の適法性及び妥当性の監査を行います。監査委員会は、5名(うち社外取締役3名)の取締役で構成され、委員長は社外取締役が務めております。また、監査委員会監査の実効性を向上させるため、常勤監査委員3名を選定しております。

(報酬委員会)

報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、その方針に従い、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容を決定します。報酬委員会は、5名(うち社外取締役3名)の取締役で構成され、委員長は社外取締役が務めております。

(執行役)

執行役は、取締役会からの権限委譲に基づき、定められた職務分掌等に従い、業務の執行を行います。執行役は10名であり、執行役のうち、執行役社長である小野直樹、執行役副社長である飯田修の両氏は、取締役会の決議により、代表執行役に選定されております。

(執行役会)

執行役会は、取締役会から権限委譲を受けて、当社グループ全体の経営に係わる重要事項について審議及び決定を行います。執行役会は、10名の執行役全員で構成されており、議長は執行役社長が務めております。

(ガバナンス強化策モニタリング委員会)

ガバナンス強化策モニタリング委員会は、「当社グループの品質管理に係るガバナンス体制の再構築策及び再発防止策」並びに「当社グループのガバナンス体制の強化策」(以下、併せて「本施策」といいます。)について、会社の業務執行より独立した立場から進捗状況を監督するとともに、課題等について取締役会に必要な助言・提言を行っております。ガバナンス強化策モニタリング委員会は、社外取締役3名及び社外専門家1名により構成され、委員長は社外取締役が務めております。

2018年度は6回開催されました(委員の出席率:得能摩利子氏100%、渡辺博史氏100%、杉光氏100%、武中和昭氏100%)。委員会においては、主に本施策の進捗確認や課題の指摘を行ないました。また、委員会の開催に加えて各委員による当社及び子会社の事業所の現地視察を10回行い、本施策が着実に実施されていることを確認しました。

監査委員会による監査、内部監査及び会計監査の状況

(監査委員会による監査の状況)

監査委員は、執行役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役、内部監査担当部署、その他内部統制所管部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、監査委員会が定めた監査委員会監査基準及び監査計画等に従い、選定監査委員が本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社等の往査を実施して、取締役及び執行役の職務執行状況を監査する体制をとっております。また、主要グループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、グループ経営に対応した監査体制の連携強化に努めております。これら監査委員の監査についての職務を補助するための組織として、内部監査担当部署内に監査委員会を補助する部内組織を設置しております。

なお、常勤監査委員である佐藤弘志氏は、(株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)に1980年より2011年6月まで勤務(常勤監査役としての期間を含みま

す。)し、金融機関における豊富な経験と経営全般に関する見識を有しております。また、常勤監査委員である久保田博氏は、1981年に三菱鉱業セメント(株)入社後、主に経理・財務関係の部署に在籍し、決算手続及び財務諸表の作成等に従事しておりました。

(内部監査の状況)

内部監査担当部署である監査部は、2019年6月21日現在、監査部長ほか23名の使用人で構成され、執行役社長の指示の下、監査委員会と連携して、執行役社長及び監査委員会の承認を得た内部監査計画に基づき、当社グループにおいて内部統制システムが適切に構成・運用されているかの調査、当社グループにおける会社業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、資産の保全・有効活用状況、リスク管理状況、法令等及び社内諸規則・基準の遵守状況等についての監査を行っています。

また、監査委員会は、内部監査担当部署とは期初に双方の監査計画について協議を行った上で、共同で監査を実施するほか、内部監査担当部署から定期的に監査結果の報告を受け、情報の共有化を図り、内部統制担当部署等から職務の執行状況の報告を受けるなど、緊密な連携をもった監査に取り組んでおります。

他方、監査委員会は会計監査人とも双方の監査計画について協議を行った上で、会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、情報の共有化を図り、緊密な連携をもって監査を実施しております。

(会計監査の状況)

(1) 監査業務に係る補助者の構成

有限責任 あずさ監査法人に所属する浜嶋哲三公認会計士(3年継続監査)、上坂善章公認会計士(5年継続 監査)、高野浩一郎公認会計士(6年継続監査)の3名(いずれも指定有限責任社員・業務執行社員)が監査業務を執行しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他25名から構成されております。

(2) 監査法人の選定方針と理由

監査委員会では、会計監査人の評価及び選定基準を定め、執行役、社内関係部署及び会計監査人から、判断に必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画、品質管理体制、独立性、専門性及び報酬等について総合的に判断いたします。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会社法第340条に定める監査委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 監査委員会による会計監査人の評価

監査委員会は、上記会計監査人の評価・選定基準に基づき、慎重に検討を行い上記会計監査人の再任を決定いたします。

社外取締役との責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当該規定に基づき、当社は、非業務執行取締役全員との間で、責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、次のとおりであります。

・会社法第423条第1項の責任について、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、当該取締役を免責する。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2019年6月21日開催の第94回定時株主総会における承認を経て、指名委員会等設置会社へ移行いたしました。

本移行により、取締役会の経営監督機能の強化及び経営の透明性・公正性の向上を図るとともに、執行役への権限委譲によって業務執行における意思決定の迅速化を進めてまいります。

なお、当社は、高機能製品・加工・金属・セメント等の事業を有する複合事業体でありますので、業務執行を機動的且つ適切なものとするため、社内カンパニー制度を導入しております。

更に、社外取締役は、取締役及び執行役の職務執行の妥当性について客観的な立場から監督を行うことや、専門的な知識や社内出身役員と異なる経験から、会社経営に対して多様な価値観を提供する役割を担っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法定期日よりも早期に株主総会の招集通知を発送しています。なお、2019年6月21日開催の第94回定時株主総会に係る招集通知につきましては、2019年5月31日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年は6月21日に株主総会を開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2005年6月29日開催の第80回定時株主総会から、電磁的方法(インターネット)により、議決権を行使できることとしています。また、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会から、株式会社iCJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会から、株式会社iCJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページの英語版サイト、株式会社東京証券取引所が運営する適時開示情報伝達システム(TDnet)及び株式会社iCJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに掲載することにより、海外・外国人投資家の皆様への情報開示に努めています。
その他	当社は、2003年6月27日開催の第78回定時株主総会から、当社ホームページに招集通知の掲載を行っています。なお、2019年6月21日開催の第94回定時株主総会に係る招集通知につきましては、同招集通知の発送に先立ち、当社ホームページへの掲載を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーにつきましては、当社ホームページにて公開しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家向けに、定期的にIR室長等を説明者として、全国で会社説明会を開催しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、アナリスト・機関投資家向けに、本決算及び第2四半期決算後に、執行役社長、経理・財務担当役員(経営戦略本部長)等を説明者としてテレフォンカンファレンス及びIR経営説明会を開催し、第1・第3四半期決算後に、経理・財務担当役員等を説明者としてテレフォンカンファレンスを開催しています。また、個別の事業に関して、事業説明会を随時開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、執行役社長、経理・財務担当役員等を説明者として、海外投資家向けに経営状況、各事業に関する説明会を定期的に開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、当社ホームページに、決算短信、アニュアルレポート、アナリスト・機関投資家向け説明会資料、個人投資家向け説明会資料、報告書(株主宛送付の決算説明用資料)、有価証券報告書、統合報告書のほか、証券取引所上場規則に基づく適時開示資料等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、IRを所管する経理・財務担当役員を選任するとともに、経営戦略本部経理・財務部にIR室を設置し、専任の担当者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>企業理念、CSR活動方針等に規定しております。なお、CSR活動方針等につきましては、当社ホームページにて公開しています。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>2005年にCSR委員会を設置するとともに、その専門部署としてCSR室(現ガバナンス統括本部CSR部)を設置しました。また、社内各部門及び子会社にCSR責任者、CSR管理者及びCSR担当者を置き、グループを挙げて、リスク管理やコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。また、CSR委員会の下部組織として環境管理部会を設け、環境保全等に取り組んでいます。</p> <p>この活動状況につきましては、統合報告書・CSRデータブック等を発行し、ホームページにて公開しています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>企業理念、CSR活動方針等に規定しています。なお、CSR活動方針等につきましては、当社ホームページにて公開しています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、事業目的、経営計画等の達成に当たり、適切な内部統制システムの構築が重要課題であると認識しております。このような認識のもと、当社では社内規程等の制定・運用を通じ、会社法及び会社法施行規則に準拠した次の体制の整備を行うことにより、内部統制システムの充実を図っております。同システムにつきましては、必要に応じて見直すとともに、より適切な運用に努めてまいります。

1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループ共通の最高規範として企業理念等を定めるとともに、社内規程を整備し、コンプライアンス体制を確立する。
 - (2) 法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、執行役会その他の会議体等により執行役及び使用人の職務の執行内容を決定する。また、一定の重要事項に関する業務執行については、法務担当部署及び関係部署による事前審査を行う。
 - (3) 執行役の中から、コンプライアンスに関する事項を分掌する役員を任命するほか、CSR(企業の社会的責任)に関する委員会及びコンプライアンス担当部署を設置し、事業年度毎に策定される方針・計画等に基づき、全社横断的なコンプライアンス推進活動(社内教育を含む。)を行う。
 - (4) コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口を設置する。
 - (5) 内部監査担当部署により、各部署におけるコンプライアンスの状況に関して定期的な監査を行う。
 - (6) 企業理念等に則り、反社会的勢力とは一切関わりを持たず毅然とした態度で対応するという方針のもと、社内体制を整備して適切な対応を行う。
2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役会の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会及び執行役会その他の当該案件の決定機関において厳正な審査を行う。また、社内規程等に基づき、重要事項については、法務担当部署その他の関係部署において事前審査を行い、リスクの把握及び顕在化防止に努める。
 - (2) リスク管理一般に関する社内規程、方針・計画等を定める。また、執行役の中から、リスク管理に関する事項を分掌する役員を任命するほか、CSRに関する委員会及びリスク管理担当部署を設置し、全社横断的なリスク管理推進活動を行う。
 - (3) 金融取引リスク、信用取引リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程等を定め、適切な管理を行う。
 - (4) 労働災害については、法令等に基づき適切な管理を行う。
 - (5) 大規模な事故、自然災害、テロ等による損害の防止を目的とした連絡体制の構築及び対応組織の設置を行う。
 - (6) 内部監査担当部署により、各部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行う。
4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社においては、会社法上の機関設計として指名委員会等設置会社を採用し、業務執行の決定に関する権限を適切に執行役に委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。また、各執行役の職務分掌、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールの整備等を行う。
 - (2) 経営計画を決定の上、その達成に向けて、各執行役が分掌する部署に対して経営資源・権限の適切な配分を行うとともに、具体的な計画を策定させる。また、執行役は各部署における計画の進捗状況を適宜確認し、必要に応じた措置を講じる。
 - (3) 内部監査担当部署は、執行役及び各部署の業務執行の効率性に関して定期的な監査を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループに共通に適用される企業理念等及び社内規程等に基づき、コンプライアンス及びリスク管理に関して子会社も含めた当社グループとしての活動・対応等の推進を通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制(社内教育体制を含む。)の構築を図る。
 - (2) 各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、子会社については当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る。
 - (3) 財務報告に係る内部統制に関する諸規程を整備するとともに、評価の仕組みを確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
 - (4) 上記(1)、(2)及び(3)に加え、内部監査担当部署により、子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について、定期的な監査を行う。
6. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項並びに監査委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査委員会の職務を補助すべき部署を内部監査担当部署内に設置する。また、当該部署には、監査委員会の職務を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。
 - (2) 監査委員会は、職務の遂行上必要がある場合は、内部監査担当部署に指示することができる。
 - (3) 内部監査担当部署の長及び監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会の職務に関して、監査委員会より受けた指示と、執行役からの指示とが競合する場合には、監査委員会の指示を優先する。
 - (4) 内部監査担当部署の長は、監査委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動については監査委員会の同意を取得し、人事考課については監査委員会と協議を行うものとする。
7. 監査委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び使用人は、その分掌する業務において会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合及びその他の会社に重大な影響を与える事実が認められる場合には、法令その他社内規程に定める方法等により、速やかに監査委員会に適切な報告を行う。また、監査委員会から業務に関する報告を求められた場合も同様とする。
 - (2) 当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び使用人等から、コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口に通報があった場合には、通報窓口担当部署は、原則として当該通報の内容を常勤監査委員に報告する。
 - (3) 当社の内部監査担当部署は、当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び使用人等から聴取した内容及び監査結果のうち、重要な事項を監査委員会に報告する。また、監査委員会の職務上必要と判断される事項については所管部署より定期的に報告を行う。
 - (4) 当社及び子会社においては、監査委員会に報告をした者(他の者を介して間接的に報告をした者を含む。)に対して、社内規程等に定めることにより、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
8. 監査委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員は、職務の執行上必要と認められる費用等について、予め当社に請求することができる。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後当社に償還を請求できる。当社は、監査委員の請求に基づき、監査委員の職務の執行に必要な費用を支払う。

9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査委員会は、執行役社長を含む執行役、内部監査担当部署その他監査委員会の職務上必要と判断される部署、及び会計監査人等と定期的に及び随時意見を交換する。

(2) 常勤監査委員が執行役会等の重要な会議に出席する機会を設けるとともに、各監査委員が社内の情報システムを通じて業務執行に係る重要な会議の資料及び議事録を閲覧できる体制を整える。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業理念等において、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不法、不当な要求があった場合にも毅然とした態度で臨むことを掲げています。また、上記内部統制システムの整備方針においても、その旨定めています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に係る担当役員及び対応統括部署を定めるとともに、各事業所及び子会社にも責任者及び担当者を定め、全社的な組織体制を構築しています。具体的な対応に関しては、対応マニュアルを整備しているほか、社内研修等において教育を実施するなど、周知を図っています。また、所轄警察署や関係団体と連携するとともに、定期的に他企業とも情報交換を行い、情報の収集に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2016年6月29日開催の第91回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について、株主の皆様への承認をいただきました。

本買収防衛策につきましては、2019年4月25日開催の当社取締役会において、2019年6月21日開催の当社第94回定時株主総会終結の時をもってこれを更新せずに廃止することを決議し、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了いたしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に関する基本方針

企業理念等に基づき、社内規定を整備し、適時開示の確実な遂行及びインサイダー取引の未然防止を図ること等により証券取引の適正化に貢献し、もって証券市場における当社の社会的信用を維持することとしています。

2. 適時開示に関する対応手順

当社は、法務部長を内部情報管理責任者とし、適時開示に係る事項を分掌させるとともに、次の対応手順により適時開示を行っています。

(1) 情報の収集

当社及び連結子会社の役員及び社員は、当社に係る重要な情報を知った場合、速やかに内部情報管理責任者に報告することとしています。また、取締役会等への付議案件については、経営戦略本部法務部の所管する「法務ファイリングシステム」に当該案件の詳細情報を入力することとしています。

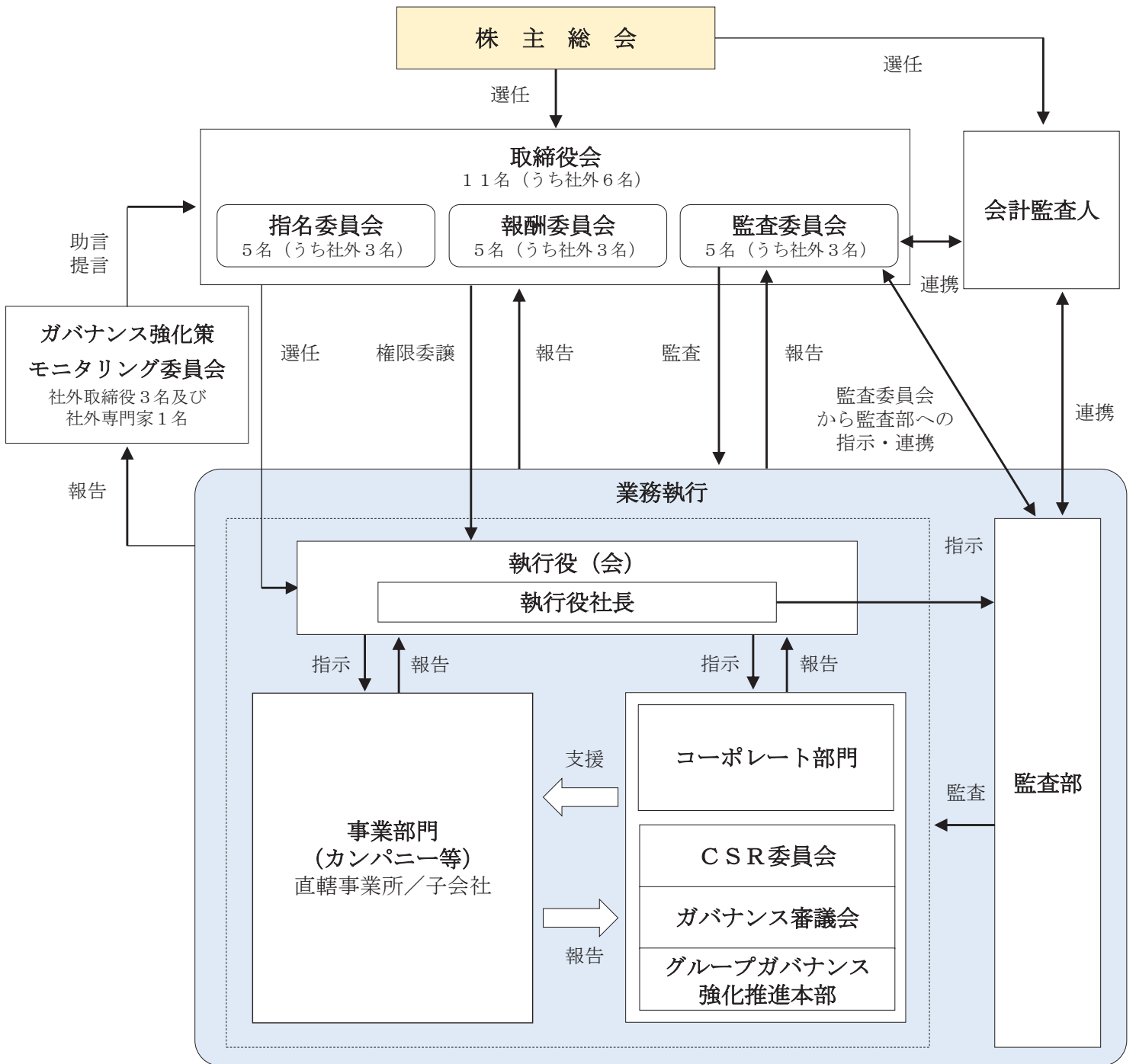
(2) 情報の判定

収集された会社情報については、経営戦略本部法務部にて、同経理・財務部及び人事・総務本部総務部広報室その他関係部門と協議を行い、適時開示の要否につき検討します。内部情報管理責任者は、証券取引所の関連規定を遵守の上、適時開示の要否を決定することとしています。

(3) 開示の実施

内部情報管理責任者の指示のもと、経営戦略本部法務部において、適時適切に情報を開示することとしています。

〔三菱マテリアル株式会社 コーポレート・ガバナンスの体制の概要〕



[三菱マテリアル株式会社 適時開示に係る社内体制概要]

